

広 情 審 第 3 6 号

平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日

広島市長 秋 葉 忠 利 様

広島市情報公開審査会

会長 大久保 隆 志

公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 2 年 3 月 2 5 日付け広税固第 8 1 号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第 4 7 号関係）

別添（諮問第47号関係）

答 申 書

平成22年3月25日付け広税固第81号で諮問のあった事案（諮問第47号で受理）について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

「平成21年度家屋所在図」（以下「本件対象公文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、結論において妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

平成21年11月17日付けの異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年10月1日付けで行った、「広島市の『平成20年度税務地図情報システム運用業務』委託契約書・仕様書などにより得られた図形データの内、地番乃至家屋番号入りの家屋所在図（家屋現況図）またはこれに替わるもの。電磁的記録での開示を希望」に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月16日付けで行った不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）について、これを取り消し、または、開示決定処分への変更を求めるといふものです。

第3 申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 広島市情報公開条例第7条第1号関係

- (1) 「家屋所在図」は固定資産評価の証拠資料を整理・保存するための公図様電子地図であって、この情報自体は個々の固定資産評価に直接影響を与えるものではなく、家屋の位置・形状・付番状況を示すだけのものであるため、ここから直接・具体的に特定の個人が識別され、課税の状態や評価額が判読できるわけではない。
- (2) この情報は、不動産登記法第14条第1項及び第119条～第121条等の規定により公にされている（あるいは公にすることが予定されている）ものでもあるし、これらの規定を俟たずともそれ自体公知性を有する情報といえる。
- (3) 課税の公平性から言っても積極的に公にされなければならないものである。地方税法第381条第7項及び第382条では、「登記・未登記」又は「課税・非課税」

に関する情報も含め、存在する課税客体を正確に把握し、課税に公平・公正を期すべきことを求めており、本件情報が公にされることに何の不都合もない。

2 広島市情報公開条例第7条第2号関係

- (1) 本件公文書は、事業関連情報に該当するとはいえないし、これを公にすることにより「当該法人又は当該個人の権利・利益を害する」ことにはならない。
- (2) 不動産登記法第14条第1項及び第119条～第121条等の規定からすると、条例第7条第2号ただし書にいう「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも該当するし、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」にも該当する。

3 広島市情報公開条例第7条第3号関係

納税者が職員による賦課・徴税業務のための調査・検査に協力するのは、地方税法第353条・第354条等によっても当然であり、又職員が納税者の協力を得て調査等を行う（地方税法第395条、396条、397条を含め）のも当然のことであって、「公知性の認められる情報」を公にすることが「税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に繋がることにはならない。

4 広島市情報公開条例第7条第4号関係

地方税法第22条は、あくまで「私人の秘密」の保護のための「守秘義務条項」であって、租税の賦課徴収業務の過程で知り得た「個人・法人の秘密」に関する情報の内、「一般に知られていない事実であって、当該本人・法人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実」を保護するものである。本件公文書の情報は、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」に該当するのであるから、地方税法第22条の「守秘義務を課せられた情報」には当たらない。

5 その他

- (1) 実施機関は、「平成20年度税務地図情報システム運用業務」委託契約書・仕様書にも無い「家屋キー」なるものを持ち出し、議論を「不開示」への路地に引き込もうとしている。
- (2) 「公文書不開示決定通知書」では、「家屋所在図」そのものが「広島市情報公開条例第7条第1号～第4号」に該当し、「不開示」だとしていたものであり、今になって「紙なら開示できる」「委託業者に依頼すれば可能」かのような言い方をしているのは、開示請求の事務連絡段階において代替案や一部開示すら提示してこなかった実施機関としてはあまりにも不誠実である。
- (3) 契約・仕様書においては「家屋所在図」と「属性情報」は明確に区分されており、概念上も物理上も可分であることは明らかである。

第4 実施機関の主張の要旨

判断説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 広島市情報公開条例第7条第1号関係

(1) デジタル地図である家屋所在図では、すべての家屋形状の座標値情報を有しており、市販のデジタル地図等と組み合わせることで、より高い精度で個々の家屋の位置などの情報を得ることができるようになり、これにより容易に特定の個人を識別することができる。

(2) これらの情報は、不動産登記法の規定によっても公にされていない個人の財産に関する情報である。

2 広島市情報公開条例第7条第2号関係

未登記家屋の形状、位置及び地番などの情報は、不動産登記法の規定によっても公にされていない工場等の配置に関する情報で、これを開示することにより法人等の生産活動の内容等が明らかになるものであり、これらの情報を開示することは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害するおそれがあるものと認められる。

3 広島市情報公開条例第7条第3号関係

(1) 地方税法第353条に規定する質問検査権は、任意調査におけるものであり、納税者の意思に反し、徴税吏員等の実力行使による強制捜査を認めたものではない。

(2) 本件公文書は、質問検査権に基づく任意調査によって得られた①家屋の敷地や家屋の内部に立ち入って確認した当該家屋の現況、②建築図書等の資料、③課税家屋か非課税家屋か判定するために行った当該家屋の詳細な利用状況などをもとに作成している。

(3) この任意調査は、家屋の所有者等の理解と協力によってのみ実施できるものであり、任意調査によって得た情報を一部であっても公にすれば、家屋所有者等と本市との信頼関係が失われ、調査協力が得られなくなり、その結果、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難になるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

4 広島市情報公開条例第7条第4号関係

地方税法第22条により、地方税に関する調査に従事する者が、その事務に関して知り得た秘密については守秘義務が課されている。本件公文書の内容は、税務職員が固定資産税に関する調査により知り得たものであり、地方税法第22条に規定する秘密に該当するものである。

5 その他

家屋所在図を紙に印刷する場合は、家屋キーを表示しないことが可能であるが、デジタル地図から家屋キーを消去するためには、税務地図情報システムの運用を委託している業者による作業が必要で、一週間程度の作業期間と相応の費用が必要となる。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

1 本件対象公文書に含まれる情報について

- (1) 本件対象公文書は、固定資産税の課税にあたって、家屋の新增築、滅失等の異動状況を把握するための実地調査等に使用する図面を作成する基になる電磁的記録であり、①家屋形状、②家屋形状と当該家屋形状に対応する家屋マスタを結びつけるための番号（以下「家屋キー」という。）、③座標値情報で構成されています。
- (2) 家屋マスタは、建物の所在する町名、土地の地番、家屋番号、構造、種類、床面積、課税標準額等を記号または数値で保有しているものです。このうち、本件開示請求では、土地の地番又は家屋番号が求められ、家屋キーを使い、本件対象公文書に含ませることが可能であり、実施機関もこれらの情報を含めて判断していますので、本件対象公文書と一体であるものとして検討します。

2 本件対象公文書に含まれる情報の区分について

- (1) 不動産登記法（平成16年法律第123号）、不動産登記令（平成16年政令第379号）及び不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）の規定による、建物図面（建物の一階の形状が示されている（不動産登記規則第82条第1項。））及び滅失の登記の情報は、地方税法（昭和25年法律第226号）第382条第1項の規定により、実施機関に通知されています。本件対象公文書に含まれる情報（土地の地番及び家屋番号を含み、以下「本件対象情報」という。）のうち、家屋形状は、これらの情報を基に実施機関の職員が実地調査を行ったうえ、作成・修正・削除されています。したがって、家屋形状については、登記所の建物図面に記載された形状と同一になること及び滅失の登記に基づき削除されることが原則です。しかし、未登記の建物の場合、建物の増築等がされても変更の登記がされていない場合等は、実地調査のみに基づき作成されたり、実地調査に基づき修正されるため、登記所では確認できない家屋形状又は建物図面とは異なる家屋形状になっています。また、建物が取り壊されても、滅失の登記がされていない場合は、実地調査に基づき、本件対象公文書から当該建物の家屋形状は消去されていますが、登記所では、存在する建物として、建物図面が残っている状態になります。
- (2) 本件対象情報のうち、土地の地番及び家屋番号は、登記所から通知された情報（地方税法第382条第1項）によりますので、原則として、登記記録と同一ですが、実地調査の結果、登記記録と異なる土地の地番となる場合があります。また、未登記の建物については、家屋番号がありません。
- (3) 上記(1)及び(2)から、本件対象情報は、次のとおり区分することができます。

- ア 登記所の建物図面と同一の家屋形状（以下「家屋形状情報1」という。）
- イ 登記所の建物図面と異なる家屋形状（以下「家屋形状情報2」という。）
- ウ 登記所に建物図面が存在しない建物の家屋形状（以下「家屋形状情報3」という。）
- エ 滅失の登記がされた建物の不存在情報（以下「家屋形状情報4」という。）
- オ 滅失の登記がされていない建物の不存在情報（以下「家屋形状情報5」という。）
- カ 登記記録と同一の土地の地番（以下「地番情報1」という。）
- キ 登記記録と異なる土地の地番（以下「地番情報2」という。）
- ク 未登記の建物が所在する土地の地番（以下「地番情報3」という。）
- ケ 家屋番号（登記記録と同一）（以下「家屋番号情報1」という。）
- コ 家屋番号なし（未登記の建物であるという情報）（以下「家屋番号情報2」という。）
- サ 家屋キー
- シ 座標値情報

3 不開示情報について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」と規定されています。実施機関は、本件対象情報のすべてが条例第7条各号に該当すると判断し、本件不開示決定をしていますので、本件対象情報が該当するかどうかを検討します。

(1) 条例第7条第1号について

ア 本件対象情報の条例第7条第1号本文該当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定されています。個人所有の建物に係る本件対象情報は、「個人に関する情報」です。これらの情報自体には、特定の個人を識別することができる情報は含まれていませんが、座標値情報や家屋形状を基に、市販のデジタル地図等の「他の情報」と照合することができます。その結果、市販のデジタル地図等に表示された氏名等から、特定の個人が所有する建物の家屋キー、座標値情報、家屋形状等が判明することになりますので、個人所有の建物に係る本件対象情報は、条例第7条第1号本文に該当します。

イ 本件対象情報の条例第7条第1号ただし書該当性について

条例第7条第1号ただし書は、「ただし、次に掲げる情報を除く」と規定され、

同号本文に該当しても、同号アからエまでのいずれかに該当する場合は、開示できる情報になります。

(ア) 条例第7条第1号ア該当性について

- a 条例第7条第1号アは、「法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報」と規定され、条例の解釈及び運用基準（以下「解釈・運用基準」という。）によれば、「『閲覧』は、法令により何人でもできることを要する。（中略）また、法令により謄本又は抄本の交付を受けることができる情報もこのただし書に該当する」とされています。
- b 不動産登記法第119条第1項の規定によれば、何人も、登記記録の登記事項証明書の交付を請求することができ、また、同法第121条及び不動産登記令第21条第1項の規定によれば、何人も、建物図面の閲覧又は写しの交付を請求することができることになっています。そうすると、本件対象情報のうち、登記記録及び建物図面と同一の情報は、上記の不動産登記の法令に基づき、何人でも閲覧等することができる」とされている情報です。したがって、個人所有の建物に係る本件対象情報のうち、家屋形状情報1、家屋形状情報4、地番情報1及び家屋番号情報1は、条例第7条第1号アに該当します。

(イ) 条例第7条第1号イ該当性について

- a 条例第7条第1号イは、「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」と規定され、解釈・運用基準によれば、具体的に該当する情報として、「①公表することについて、本人が同意している情報」、「②個人が自主的に公表した資料から何人でも知ることができる情報」及び「③従来から公表されており、今後とも公にしないこととする理由のない情報」が例示されています。
- b 本件対象情報のうち、座標値情報は、市販のデジタル地図に含まれているほか、当審査会で確認したところ、インターネット上で、国土地理院が設けているサイトにおいて、精度の高い地図に表示される座標値を閲覧できます。したがって、個人所有の建物に係る座標値情報は、上記aの「③従来から公表されており、今後とも公にしないこととする理由のない情報」であると認められ、条例第7条第1号イに該当します。
- c 次に、個人所有の建物に係る家屋形状情報2、家屋形状情報3、家屋形状情報5、地番情報2、地番情報3及び家屋番号情報2について検討します。これらの情報に共通するのは、建物の新增築、滅失等に伴い必要な登記がされていないこと等により、同一の情報を登記所で閲覧等することができないという点です。そうすると、これらの情報は、上記aで述べた例示に当たら

ないと考えられます。しかし、条例第7条第1号イに該当する情報は、上記の例示に限定されるものではありません。条例第7条第1号に係る解釈・運用基準によれば、「プライバシーの概念は、法令上も判例上も、十分に確定していないため、より広く、かつ、客観的な概念である『個人に関する情報』を不開示とすることにより、個人のプライバシーの保護に万全を期するとともに、一方で、ただし書により、法令により従来から公にされている情報や公益上公にする必要があると認められる情報等を例外として開示することとし、個人のプライバシーの保護と公文書の開示を求める権利との調整を図ろうとするものである」とされています。この趣旨からすれば、「個人に関する情報」であっても、プライバシー情報として、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報でないものは、公にされても止むを得ない情報と考えられますから、そのような情報については、特段の事由がない限り、公にすることについての本人の同意があるものと認めるのが相当であって、「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」であると考えられます。

- d 通常、建物は、誰でも視認できる空間において、新增築、滅失等されるものであり、その外形に関する情報は、公知性の高い情報です。また、現代においては、インターネット上で、上空から建物を撮影した写真が公開されています。このように、本件対象情報の家屋形状そのものではありませんが、それにほぼ等しい情報は、容易に入手できる状況があります。また、本来は、建物の現況に即した登記がされていれば、不動産登記の法令により公開が予定されている情報であることから、家屋形状情報2、家屋形状情報3及び家屋形状情報5は、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報ではなく、「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」であると考えられ、条例第7条第1号イに該当します。
- e 地番情報2及び地番情報3についても、不動産登記の法令により公開が予定されている情報です。また、地方税法第381条第7項には、「市町村長は、登記簿に登記されるべき土地又は家屋が登記されていないため、又は地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認める場合においては、当該土地又は家屋の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができる。この場合において、当該登記所は、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その申出に係る登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとり、(以下略)」と規定され、未登記の情報が、登記所の職権で登記される仕組みが設けられています。以上のことから、地番情報2及び地番情報3についても、通常他人に知られたくないと望むことが正当で

あると認められる情報ではありません。そして、家屋番号情報2については、登記所において、登記記録の閲覧等を求めた場合に、未登記の建物であるときは、登記記録がない旨を告げられることになり、未登記の建物であることが登記所で確認できる情報であることから、同様に、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報ではありません。したがって、地番情報2、地番情報3及び家屋番号情報2は、「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」であると考えられ、条例第7条第1号イに該当します。

(ウ) 家屋キーについて

- a 家屋キーは、家屋形状と当該家屋形状に対応する家屋マスタを結びつけるための番号であり、家屋ごとに独自に付設した整理番号、棟番号及び区分所有家屋識別記号で構成されています。家屋キーのうち、棟番号には、当該家屋に対する固定資産税が課税であるか非課税であるかを識別することができる記号を含んでいます。
- b 課税・非課税の情報を含んでいる家屋キーは、条例第7条第1号アに該当しないことは勿論、家屋形状情報、地番情報等と異なり、公開が予定されていない情報で、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であり、「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」ではなく、同号イにも該当しません。なお、条例第7条第1号ただし書には、同号ウ及びエの規定がありますが、個人所有の建物に係る家屋キーがこれらの規定に該当するような事情は、認められません。

(2) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」を不開示情報として規定しています。

イ 上記(1)で、個人所有の建物の場合に、開示できると判断された情報について、法人等所有の建物の場合に、別異に取り扱う合理的理由はありません。また、解釈・運用基準において、「法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害するおそれのない情報」の例示として、「法令により、何人でも閲覧することができる」とされている情報」及び「公にすることについて、法人等が同意していると認められる情報」が掲げられていることから、これらの情報は、「公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害する」とは認められないと考えられます。したがって、法人等所有の建物に係る家屋キーを除く本件対象情報は、条例第7条第2号本文に該当しま

せん。

ウ しかし、課税・非課税の情報を含む家屋キーは、専ら法人等の内部に関する情報であり、公開することが予定されている情報ではなく、一般的には、「公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害する」情報であると認められ、条例第7条第2号本文に該当します。なお、条例第7条第2号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、同号本文に該当しないことが定められていますが、法人等所有の建物に係る家屋キーが当該規定に該当するような事情は認められません。

(3) 条例第7条第3号について

ア 条例第7条第3号は、「市の機関又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定しています。このうち、実施機関は、「ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があることを不開示理由としていますので、上記(1)及び(2)の検討では、開示できると判断された情報について、上記のおそれの有無について、検討します。

イ この点について、実施機関は、「任意調査は、家屋の所有者等の理解と協力によってのみ実施できるものであり、任意調査によって得た情報を一部であっても公にすれば、家屋所有者等と本市との信頼関係が失われ、調査協力が得られなくなり、その結果、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難になるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張しています。解釈・運用基準によれば、「『支障』については、具体的な実質のものである必要があり、『おそれ』の程度も、単なる可能性のレベルではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される」とされています。実施機関の主張は、一般論としては理解できます。しかし、登記所で何人でも閲覧等できるとされている情報や本来、登記すべき情報で公開性の高い情報については、情報の提供者が非公開を信頼していて、公にされることにより、建物所有者等との信頼関係が損なわれ、事後の任意調査に応じないという具体的な蓋然性は認められません。したがって、上記(1)及び(2)で検討した、家屋キーを除く本件対象情報は、条例第7条第3号に該当しません。

ウ しかし、個人所有及び法人等所有の建物に係る家屋キー（以下「民間の家屋キー」という。）については、その性質上、実施機関がこれを公にした場合の混乱や

実施機関が行う税務事務に対する根本的な信頼が損なわれることに、高い蓋然性が認められ、条例第7条第3号に該当します。

なお、国等所有の建物に係る本件対象情報については、条例第7条第3号に該当するような事情は、認められません。

(4) 条例第7条第4号について

ア 条例第7条第4号は、「法令の規定又は実施機関が従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」を不開示情報として規定しています。解釈・運用基準によれば、「個別法により具体的な守秘義務が定められている情報」は、これに当たるとされています。

イ 地方税法第22条には、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合」に刑事罰が課されることを規定しています。この規定の「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実をいい、また、「利益」は、本人にとって、主観的に相当の利益がある場合であっても、一般人が本人の立場に立って合理的に判断した場合に、利益と考えない場合には、相当の利益は存在しないと解されています。

ウ 民間の家屋キーを除く本件対象情報は、条例第7条第1号から第3号までに該当せず、開示できる情報と判断されていることから、単に、一般に知られていない事実ではなく、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められないもので、地方税法第22条の「秘密」に当たらないと考えられ、条例第7条第4号に該当しません。

エ しかし、民間の家屋キーについては、条例第7条第1号から第3号までに該当する不開示情報で、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものであることから、「秘密」に当たると考えられ、条例第7条第4号に該当します。

4 部分開示について

(1) 上記3で検討したとおり、本件対象情報は、開示できる情報と不開示情報に分かれることとなります。条例第8条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」と規定しています。本件対象情報では、民間の家屋キーが不開示情報ですので、本件対象公文書から民間の家屋キーを「容易に区分して除くことができる」かが、問題となります。解釈・運用基準によれば、「『容易に』とは、多くの時間と費用をかけず、また公文書を損傷することなく分離できるときをいう」とされています。

(2) 実施機関の説明によれば、家屋キーを消去するためには、税務地図情報システムの運用を委託している業者による作業が必要であり、一週間程度の作業期間と相応の費用が必要とのことです。条例に基づく開示請求に対しては、原則として、実施機関が保有する公文書を原本のとおり開示する必要があり、開示のために公文書の原本を加工等することはできません。この考え方からは、請求者の意図に応えることになるとはいえ、費用をかけて公文書の内容を変える作業をすることも予定していません。このことについては、開示の実施について定めた条例第14条第1項に係る解釈・運用基準においても、「電磁的記録の開示についても、市民が希望する方法で実施できるよう努めるべきであるが、そのためにはパソコン等の機器を整備するとともに、コンピュータに記録されたデータを開示できる状態にするため等のプログラムを作成する必要があるなどの理由から、技術的、経済的に実施可能な開示方法によること」とされています。

なお、実施機関に確認したところ、既存のシステムで、国等所有の建物に係る本件対象情報とその他の建物の本件対象情報を区分することはできないとのことです。

(3) 以上により、民間の家屋キーは、本件対象公文書から「容易に区分して除くことができる」とは認められません。また、国等所有の建物に係る本件対象情報を取り出すためにも同様の作業が必要であると認められますので、本件対象公文書の全部を不開示とすることは止むを得ないと認められ、上記「第1 審査会の結論」のとおり、実施機関の本件不開示決定は、結論において妥当であると判断するものです。

5 その他

実施機関からの諮問については、上記のとおり判断しますが、情報公開の推進の観点から、次のことを附言しておきます。

(1) 本件対象公文書は電磁的記録であり、申立人も電磁的記録での開示を希望していたことから、上記のような結論になりましたが、民間の家屋キーを除く本件対象情報は、開示できる情報であり、また、実施機関も本件対象情報を用紙に印刷する場合は、家屋キーを表示しないことが可能であると説明しています。

(2) 条例第14条第1項には、「文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付（用紙に複写したものの交付に限る。）により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う」と規定され、広島市情報公開条例施行規則（平成13年広島市規則第20号）第4条及び別表によれば、電磁的記録を用紙に出力したものの交付による開示も認められています。したがって、今後、本件対象公文書について、用紙に出力したものの交付を求める開示請求が行われた場合、実施機関は、家屋キーを除く本件対象情報の開示を前提とし、事務量に応じて、段階的開示決定（条例第11条第5項）を行う等により、対応することになります。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2 2 . 3 . 2 5	広税固第 8 1 号の諮問を受理（諮問第 4 7 号で受理）
2 2 . 6 . 2 3 （第 1 回 審 査 会）	審 議（事案の概要説明）
2 2 . 7 . 2 7 （第 2 回 審 査 会）	審 議（実施機関の口頭意見陳述）
2 2 . 9 . 1 （第 3 回 審 査 会）	審 議
2 2 . 9 . 6 （第 4 回 審 査 会）	審 議
2 2 . 1 0 . 5 （第 5 回 審 査 会）	審 議
2 2 . 1 1 . 1 6 （第 6 回 審 査 会）	審 議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
近 藤 いずみ	弁護士
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
藤 元 康 之	中国新聞社編集委員室長